

臨時株主総会 及び普通株主による 種類株主総会 招集ご通知

開催日時

平成29年12月26日（火曜日）午前10時

開催場所

大阪市中央区西心斎橋 1 丁目 2 番 4 号
当行本店16階大ホール

【臨時株主総会】

議 案

- 第 1 号議案 当行と株式会社関西みらいフィナンシャル
グループとの株式交換契約承認の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件

【普通株主による種類株主総会】

議 案

- 議 案 当行と株式会社関西みらいフィナンシャル
グループとの株式交換契約承認の件

株 主 各 位

大阪府中央区西心斎橋1丁目2番4号

株式会社 関西アーバン銀行

取締役会長兼頭取 橋 本 和 正

臨時株主総会及び普通株主による 種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当行臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

今回の臨時株主総会には「当行と株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式交換契約承認の件」を第1号議案として上程いたしますが、本議案につきましては会社法第322条第1項に基づくご決議をいただくため、普通株主による種類株主総会を併せて開催させていただくこととなりました。

また、第一種優先株式の株主による種類株主総会につきましては、別途会社法上必要とされるご決議をいただく予定です。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の臨時株主総会参考書類及び普通株主による種類株主総会参考書類をご検討願い、3頁から4頁の記載に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年12月26日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府中央区西心斎橋1丁目2番4号 当行本店16階大ホール
3. 目的事項

【臨時株主総会】

決議 事項

第1号議案 当行と株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式
交換契約承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

【普通株主による種類株主総会】

決議 事項

議 案 当行と株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式
交換契約承認の件

（決議事項の内容につきましては、5頁以下に記載のとおりであります。）

4. 招集にあたっての決定事項

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の前3日までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当行（株主名簿管理人）にご通知ください。

以 上

-
- （お 願 い） ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- （お知らせ） ◎臨時株主総会参考書類及び普通株主による種類株主総会参考書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当行ホームページ（<http://www.kansaiurban.co.jp>）において、掲載することによりお知らせいたします。

【郵送又はインターネット等による議決権行使について】

当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

1. 郵送による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年12月25日（月曜日）午後5時までに当行株主名簿管理人に到着するようにご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

2. インターネットによる議決権行使

当行の指定する議決権行使サイト（<http://www.web54.net>）にアクセスしていただき、次の事項をご了承のうえ、平成29年12月25日（月曜日）午後5時までにご行使ください。

- (1) インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによってのみ可能であります。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただけます。

【議決権行使サイトURL】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細につきましては、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

（QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標であります。）



- (2) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案の賛否をご登録ください。
- (3) 郵送とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (4) インターネットによって、複数回数又はパソコンと携帯電話により重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

- (5) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）は、株主さまのご負担となります。
- (6) 議決権行使サイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- ① インターネットにアクセスできること。
- ② パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアとして、Microsoft® Internet Explorer 6.0以上を使用できること。ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧（ブラウザ）ソフトウェアを使用できること。
- ③ 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機種が、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種であること。（セキュリティ確保のため、128bitSSL通信（暗号化通信）が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。）

（Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標であります。）

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】 ☎ 0120-652-031（午前9時～午後9時）

〈その他のご照会〉 ☎ 0120-782-031（平日午前9時～午後5時）

3. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆さまへ）

機関投資家の皆さまに関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

臨時株主総会参考書類

第1号議案 当行と株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式交換契約承認の件

当行は、株式会社りそなホールディングス（以下、「りそなホールディングス」）、株式会社三井住友フィナンシャルグループ（以下、「三井住友フィナンシャルグループ」）、株式会社三井住友銀行（以下、「三井住友銀行」）、株式会社みなと銀行（以下、「みなと銀行」）、当行及び株式会社近畿大阪銀行（以下、「近畿大阪銀行」）の6社（以下、6社を併せて「全当事者」）の間で、りそなホールディングス、三井住友フィナンシャルグループ、みなと銀行、当行及び近畿大阪銀行の間で平成29年3月3日に締結した基本合意書に基づき、関係当局等の許認可等が得られること等を前提として、りそなホールディングスが中間持株会社「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ」（以下、「本持株会社」）を設立すること、りそなホールディングスが保有する近畿大阪銀行株式の全部を本持株会社へ譲渡すること、りそなホールディングスが当行及びみなと銀行の各普通株式を対象とする公開買付け（以下、当行の普通株式を対象とする公開買付けを「当行株式公開買付け」、みなと銀行の普通株式を対象とする公開買付けを「みなと銀行公開買付け」）をそれぞれ実施すること、三井住友銀行が保有する当行の第一種優先株式（以下、「本優先株式」）をりそなホールディングスへ譲渡（以下、「本優先株式譲渡」）すること、並びに、本持株会社による当行及びみなと銀行両行との株式交換をそれぞれ実施すること等により、当行、みなと銀行及び近畿大阪銀行の3社（以下、「統合グループ」、3社をそれぞれ以下、「統合各社」）の経営統合（以下、「本経営統合」）を行うことをそれぞれ決議又は決定し、平成29年9月26日、全当事者間で統合契約書（以下、「本統合契約」）を締結いたしました。

当行は、本統合契約の締結に伴い、当行、みなと銀行及び本持株会社との間で、本持株会社を株式交換完全親会社、当行を株式交換完全子会社とする株式交換、及び、本持株会社を株式交換完全親会社、みなと銀行を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、併せて「本株式交換」）に係る株式交換契約（以下、「本株式交換契約」）を平成29年11月14日に締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のうち、本持株会社を株式交換完全親会社とし当行を株式交換完全子会社とする株式交換に係る株式交換契約の承認をお願いしたいと存じま

す。本議案をご承認頂きますと、①平成29年12月26日開催予定の当行の普通株式の株主（以下、「普通株主」）による種類株主総会及び本優先株式の株主（以下、「本優先株主」）による種類株主総会における本株式交換契約の承認、②同日開催予定の本持株会社の臨時株主総会における本株式交換契約の承認、③同日開催予定のみなと銀行の臨時株主総会における本株式交換契約の承認等を条件に、平成30年4月1日をもって本株式交換の効力が発生し、本持株会社は当行の完全親会社となる予定です。また、当行は、本持株会社の完全子会社となり、平成30年3月28日に当行の普通株式は上場廃止となる予定です。

1. 本株式交換を行う理由

(1) 本経営統合の経緯

平成29年3月3日公表の「株式会社みなと銀行、株式会社関西アーバン銀行及び株式会社近畿大阪銀行の経営統合に関する基本合意について」に記載のとおり、全当事者は、統合各社がそれぞれの強み・特性を活かしつつ、関西経済のさらなる活性化や力強い発展に貢献することは、関西をマザーマーケットとする金融機関としての最大の使命であり、ひいては日本経済の持続的な成長の一翼を担うものであるとの基本認識のもと、統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係をベースに、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」の構築に向けて、統合準備委員会を設置して企業理念、ガバナンス、経営方針、ビジネスモデル、統合形態などの協議・検討を進めてまいりました。その結果、本持株会社の下に統合各社が結集する本経営統合を行うことで、統合各社が単独で存続する以上の企業価値の向上を実現できるとの判断に至り、平成29年9月26日、本経営統合を行うことについて最終合意いたしました。

(2) 統合グループの経営理念

統合各社が長年培ってきたお客さま及び地域社会との関係を深化させるとともに、社員が大きなやり甲斐と誇りをもって働く、本邦有数にして関西最大の地域金融グループとなるべく、以下の経営理念を掲げます。

統合グループの経営理念

関西の未来とともに歩む金融グループとして、
お客さまとともに成長します。
地域の豊かな未来を創造します。
変革に挑戦し進化し続けます。

(3) 統合グループの経営戦略

①新たなリテール金融サービスモデル

統合グループは、上記(2)に掲げる経営理念のもと、以下の3つの柱を軸として、「関西の未来とともに歩む新たなリテール金融サービスモデル」を構築することで、関西経済への深度ある貢献を実現してまいります。

- ・ 統合各社が培ってきた強みの共有とワンストップで高度な金融サービス、ソリューションの提供を通じ、地域の幅広いお客さまとの関係を更に深掘りすることで、地域社会の発展・活性化に貢献してまいります。
- ・ オペレーション改革のノウハウ共有や事務・システムの統合等を通じて、業務効率と生産性の飛躍的な向上を実現するとともに、お客さまに圧倒的な利便性を提供してまいります。
- ・ お客さま・地域の期待にお応えするために、関西最大にして本邦有数の金融ボリュームに相応しい収益性・効率性・健全性を実現してまいります。

②ビジネスモデル実現に向けた基本的な考え方

統合グループは以下の基本的な考え方のもと、統合各社がこれまで培ってきた強みの発揮と共有、相互補完、お客さまにとって真に役に立つ新たなサービスの提供を通じて、関西経済への深度ある貢献を実現してまいります。

(i) マザーマーケットである関西でのプレゼンスの更なる向上と関西経済への貢献

- ・ 関西における圧倒的なプレゼンス・地元密着のリレーションを活かした関西経済へ貢献
 - ⇒ 地元関西の中小企業・個人にフォーカスした事業戦略を更に深化させてまいります。
 - ⇒ 信託・不動産機能を活用したお客さまに真に役立つ承継ソリューション等をご提供してまいります。
 - ⇒ 創業支援、ものづくり企業支援等プログラムの充実による地方創生への取り組みを加速してまいります。
- ・ 地銀トップクラスの個人向けビジネスを更に磨き、お客さまの資産形成をサポート
 - ⇒ 地銀トップクラスの住宅ローンを更に強化し、お客さまの豊かな生活をサポートしてまいります。
 - ⇒ 地銀No.1の投資信託残高に加えて、ファンドラップ、個人型DCなど多様な商品を新たに展開してまいります。
- ・ お客さま基盤と店舗ネットワークを活かした圧倒的な利便性を提供
 - ⇒ 海外進出サポート、M&A、ビジネスマッチングなどお客さまのビジネス創出ニーズに対応してまいります。
 - ⇒ 地銀最大の店舗ネットワークに加えて、りそなグループも含めたATM相互利用によりお客さまの利便性を向上してまいります。

(ii) グループメリットを最大限活かした業務効率と生産性向上

- ・ 事務・システムをりそなグループの共通プラットフォームに統合
 - ⇒ りそなグループにて培ってきたノウハウを最大限活用し、少人数運営による生産性向上と営業セールス時間の拡大を図ってまいります。

- ⇒ 統合グループ全体でシステムコストの低減を実現するとともに、りそなグループとの共同運営により最先端技術の活用の両立を実現してまいります。
- ・お客さま接点の拡大に向けた営業人員の拡大
 - ⇒ 本部組織のスリム化やチャネル最適化等により、営業人員の再配置を行い、質・量ともにお客さま接点を拡大してまいります。

2. 本株式交換契約の内容の概要

本株式交換契約の内容は、「臨時株主総会参考書類 普通株主による種類株主総会参考書類＜別冊＞（P.1～P.49）」の「株式交換契約書（写）」に記載のとおりであります。

3. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 交換対価の総数の相当性に関する事項

① 本持株会社と当行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容

	本持株会社 (株式交換完全親会社)	当行 (株式交換完全子会社)
普通株式の交換比率	1 (普通株式)	1.60 (普通株式)
本優先株式の交換比率	1 (普通株式)	1.30975768 (本優先株式)

(注1) 株式の割当比率

当行の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式1.60株を割当て交付します。なお、上記株式交換比率は、本統合契約締結日から平成30年4月1日又は全当事者が別途合意する日（以下、「本クロージング日」）までの間において、本持株会社、近畿大阪銀行、当行若しくはみなと銀行の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本経営統合の実行又は本経営統合の経済条件に重大な悪影響を与える事態その他本経営統合の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、全当事者及び本持株会社が誠実に協議し合意の上、変更されることがあります。

また、当行の本優先株式1株につき、本持株会社の普通株式1.30975768株を割当て交付します。

(注2) 1株に満たない端数の取り扱い

本株式交換により交付する本持株会社の普通株式に1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第234条の規定に従ってこれを処理します。

(注3) 本株式交換において本持株会社が交付する新株式数（予定）

本持株会社は、本株式交換に際して、普通株式310,458,808株を新たに発行し割当て交付する予定です。

上記の本持株会社が交付する新株式数は、当行が平成29年7月28日に提出した第155期第1四半期報告書に記載された平成29年7月28日現在の当行の普通株式の発行済株式総数（73,791,891株）及び当行の本優先株式の発行済株式総数（73,000,000株）、並びに、みなと銀行が平成29年8月4日に提出した第19期第1四半期報告書（以下、「みなと銀行第1四半期報告書」）に記載された平成29年8月4日現在のみなと銀行の普通株式の発行済株式総数（41,095,197株）を前提として本株式交換により発行される本持株会社の普通株式数を算出しております。

但し、当行及びみなと銀行は、本株式交換により本持株会社が当行及びみなと銀行の発行済株式の全部を取得する時点の直前時においてそれぞれが保有する自己株式（会社法第785条第1項に定める、本株式交換に際して行使される反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却する予定であるため、当行が平成29年7月28日に提出した平成30年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成29年6月30日現在において当行が所有する当行普通株式に係る自己株式数（300,241株）、及び、みなと銀行が平成29年7月28日に提出した平成30年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下、「みなと銀行第1四半期決算短信」）に記載された平成29年6月30日現在においてみなと銀行が所有するみなと銀行普通株式に係る自己株式数（57,282株）は、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。なお、当行又はみなと銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等、当行の平成29年6月30日時点における自己株式数又はみなと銀行の平成29年6月30日時点における自己株式数が当該直前時までに変動した場合は、本持株会社の交付する新株式数が増加することがあります。なお、当行の自己株式については、上記300,241株のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、1単元（100株）未満の本持株会社の普通株式（以下、「単元未満株式」）の割当てを受ける当行の株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

②本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容

	本持株会社 (株式交換完全親会社)	みなと銀行 (株式交換完全子会社)
普通株式の交換比率	1 (普通株式)	2.37 (普通株式)

(注1) 株式の割当比率

みなと銀行の普通株式1株につき、本持株会社の普通株式2.37株を割当て交付します。なお、上記株式交換比率は、本統合契約締結日から本クローリング日までの間において、本持株会社、近畿大阪銀行、当行若しくはみなと銀行の財政状態、経営成績、キャッシュフロー、事業又は権利義務に、重大な悪影響を及ぼすおそれがあると合理的に判断される事態が発生し、本経営統合の実行又は本経営統合の経済条件に重大な悪影響を与える事態その他本経営統合の目的の達成が困難となる事態が発生又は判明した場合は、全当事者及び本持株会社が協議の上、変更されることがあります。

(注2) 1株に満たない端数の取り扱い

本株式交換により交付する本持株会社の普通株式に1株に満たない端数が生じた場合は、会社法第234条の規定に従ってこれを処理します。

(注3) 本株式交換において本持株会社が交付する新株式数（予定）

上記①（注3）をご参照ください。

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受けるみなと銀行の株主の皆さまにつきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆さまは、会社法第192条第1項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

③本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(a) 算定の概要

ア 当行による算定の概要

当行は、下記3.(3)「当行の株主及びみなと銀行の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、本株式交換に用いられる上記3.(1)①「本持株会社と当行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」に記載の当行の普通株式に係る株式交換比率の公正性を担保するため、独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるPwCアドバイザリー合同会社（以下、「PwC」）に対し、本持株会社の普通株式と当行の普通株式の株式交換比率の算定を依頼し、平成29年9月25日付で株式交換比率算定書及び当行の普通株式に係る株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しました。

PwCは、複数の株式価値算定手法の中から本持株会社と当行の株式価値算定にあたり採用すべき手法を検討のうえ、当行についてはその普通株式が株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」）市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価基準法を、また、両社について比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準法を、更に将来の事業活動の状況を評価に反映するため、金融機関の評価に広く利用されるDDM法を用いて、両社の株式価値を算定しました。なお、本持株会社の普通株式の株式価値算定に際しては、本経営統合の一環として本持株会社が本株式交換実施までに取得予定の近畿大阪銀行の普通株式の株式価値算定を基礎としております。

上記各手法に基づいて分析された株式交換比率の算定レンジは以下のとおりです。

当行の普通株式1株に対して割り当てる本持株会社の普通株式数

採用手法		株式交換比率の算定レンジ
本持株会社	当行	
類似会社比準法	市場株価基準法	1.30～1.73
類似会社比準法	類似会社比準法	1.36～1.83
DDM法	DDM法	1.35～1.95

市場株価基準法では、平成29年9月22日を算定基準日として、当行の普通株式の東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、算定基準日までの1ヶ月間の終値の単純平均値及び出来高加重平均値、3ヶ月間の終値の単純平均値及び出来高加重平均値、6ヶ月間の終値の単純平均値及び出来高加重平均値を基に、当行の普通株式の株式価値を算定しております。

類似会社比準法では、上場類似会社の市場株価と財務指標との比較を通じ、両社の普通株式の株式価値を算定しております。

DDM法では、両社の事業計画に基づき、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する利益を資本コストで現在価値に割り引くことにより両社の普通株式の株式価値を算定しております。

なお、PwCがDDM法による算定の前提とした当行の事業計画において、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、PwCがDDM法による算定の前提とした本持株会社の事業計画に関しては、平成30年3月期において大幅な減益を見込んでおります。これは、近畿大阪銀行において前事業年度に計上されていた与信費用の戻しや固定資産処分益等の一時的な収益が発生しないことによるものです。

当行は、PwCより、本株式交換における株式交換比率が当行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。

また、本優先株式に係る株式交換比率については、本優先株式における「普通株式を対価とする取得請求権」に係る取得価額は、1株あたり1,221.6円とされており、かつ、当該取得請求権が行使された場合に、取得と引換えに交付すべき財産は、当該取得請求権の行使に係る本優先株式数に1,000円を乗じた額を取得価額で除した数の普通株式とされています（本優先株式の内容については、当行が平成29年6月29日に提出した第154期有価証券報告書をご参照ください。）。そのため、当行の普通株式に係る株式交換比率（1.60）に1,000/1,221.6を乗じた比率が、本優先株式に係る株式交換比率（1.30975768）となります。

イ みなと銀行による算定の概要

みなと銀行は、下記3. (3)「当行の株主及びみなと銀行の株主の利益を害さないように留意した事項」に記載のとおり、本株式交換に用いられる上記3. (1)②「本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」に記載のみなと銀行普通株式に係る株式交換比率の算定に当たって公正性を担保するため、みなと銀行の財務アドバイザー（第三者算定機関）としてEYトラランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社（以下、「EYTAS」）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所をそれぞれ選定のうえ、本株式交換に関する検討を開始し、第三者算定機関であるEYTASから平成29年9月26日付で受領した株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオン、並びにリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所からの助言を踏まえ、慎重に協議・検討した結果、上記3. (1)②「本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

EYTASは、みなと銀行については市場株価法、類似会社比準法及び配当割引モデル（以下、「DDM法」）を、本持株会社については類似会社比準法及びDDM法に基づく分析を行い、当該分析結果を総合的に勘案して株式交換比率の分析を行っております。また、本持株会社の算定に際しては、本件経営統合の一環として本持株会社が本株式交換実施までに取得予定の近畿大阪銀行の普通株式に係る株式価値を基礎としております。EYTASによる株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。なお、下記の株式交換比率の算定結果は、みなと銀行の普通株式1株に対して割り当てる本持株会社株式数の算定レンジに記載したものです。

本持株会社採用手法	みなと銀行採用手法	株式交換比率の算定結果
類似会社比準法	市場株価法	2.03～3.44
類似会社比準法	類似会社比準法	2.00～3.52
DDM法	DDM法	2.04～2.80

なお、みなと銀行については市場株価法、類似会社比準法及びDDM法により普通株式1株当たりの算定を行っております。

市場株価法においては、平成29年9月22日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるみなと銀行株式の算定基準日における終値、並びに算定基準日までの1週間、1ヶ月間及び3ヶ月間の各取引日における終値平均値を採用しております。

類似会社比準法においては、比較対象とした上場会社の1ヶ月間の株価終値単純平均に基づき算定しております。

DDM法では、みなと銀行の平成30年3月期から平成35年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。

他方、本持株会社については類似会社比準法及びDDM法により普通株式1株当たりの算定を行っております。

類似会社比準法においては比較対象とした上場会社の1ヶ月間の株価終値単純平均に基づき算定しております。

DDM法では、本持株会社の平成30年3月期から平成35年3月期までの財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。

なお、EYTASがDDM法の採用に当たり前提としたみなと銀行の事業計画において、大幅な増減益は見込んでおりません。一方でEYTASがDDM法の算定に当たり前提とした本持株会社の事業計画においては平成30年3月期に大幅な減益を見込んでおります。これは平成29年3月期に与信費用関連の戻入益や固定資産処分益等の一時的な収益が計上されていたためです。

上記の結果に基づき株式交換比率を算定しております。

ウ リそなホールディングスによる算定の概要

リそなホールディングスは、近畿大阪銀行、当行及びみなと銀行の普通株式の発行済株式総数の100%を保有する予定の本持株会社の普通株式の発行済株式総数の51%程度（以下、「本持株会社対象株式」）を上記記載の一連の本経営統合を通じて、取得するに当たり、かかる一連の本経営統合を通じてリそなホールディングスが支払う又は拠出する総対価（以下に定義するものをいい、本書において「本総対価」）を全体として検討しており、かかる検討に際してリそなホールディングス、近畿大阪銀行、みなと銀行、当行、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行から独立したりそなホールディングス及び近畿大阪銀行のファイナンシャル・アドバイザーであるメリルリンチ日本証券株式会社（以下、「メリルリンチ日本証券」）に対して本総対価の分析を依頼しました。また、リそなホールディングスは一連の本経営統合を全体として本総対価の観点から検討しているため、本株式交換における株式交換比率の決定に際し、メリルリンチ日本証券を含めた第三者算定機関から株式交換比率に係る算定書等は取得しておりません。

本持株会社対象株式を取得するに当たり、リそなホールディングスが支払う又は拠出する「本総対価」とは、①みなと銀行株式公開買付けの対価として支払われる金額、②当行株式公開買付けの対価として支払われる金額、③本優先株式の発行済株式総数の100%の取得の対価として支払われる金額（リそなホールディングスが受け取る平成30年3月31日を基準日とする本優先株式に係る配当金の予想額控除後）及び④近畿大阪銀行の普通株式の発行済株式総数の100%に係る株式価値（以下に定義する「近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの100%株式価値」と同一）から株式会社リそな銀行による本持株会社に対する貸付金相当額を控除した価値の合算値をいいます。

上記の分析を行うに当たり、メリルリンチ日本証券は、各種評価手法を検討し、主要な評価手法として類似企業比較分析及び金融機関の評価に広く利用されるDDM法の各手法を用い、以下及び「臨時株主総会参考書類 普通株主による種類株主総会参考書類＜別冊＞（P.50～P.53）」の「メリルリンチ日本証券による本株式価値等算定書における分析及び意見書の前提条件・免責事項等について」の前提

条件その他の一定の条件の下に、以下に詳述するとおり、りそなホールディングスより提供された本経営統合によるシナジー効果を含まない近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの財務予測に基づく近畿大阪銀行の100%株式価値（以下、「近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの100%株式価値」）、りそなホールディングスより提供された本経営統合によるシナジー効果を含むみなと銀行の財務予測に基づくみなと銀行の100%株式価値（以下、「みなと銀行の本件シナジーを含む100%株式価値」）、りそなホールディングスより提供された本経営統合によるシナジー効果を含む当行の財務予測に基づく当行の100%株式価値（以下、「当行の本件シナジーを含む100%株式価値」）並びにりそなホールディングスより提供された上記の当行及びみなと銀行の各財務予測において反映されていないその他の本経営統合の実行により得られると見込まれるシナジー効果（りそなホールディングスに帰属する、本経営統合の実行により近畿大阪銀行において生じると見込まれるシナジー効果を含む。）の価値（以下、かかるシナジー効果を「その他の本件シナジー効果」、またその価値を総称して「その他の本件シナジーの価値」）の分析を行い、りそなホールディングスに対して平成29年9月26日付でかかる株式価値等の分析に関する株式価値等算定書（以下、「本株式価値等算定書」）を提出いたしました。メリルリンチ日本証券は、かかる分析に際し、りそなホールディングスの指示に従い、当行株式公開買付け及びみなと銀行株式公開買付けのいずれにおいても、その買付上限数以上の応募がなされ、りそなホールディングスが買付上限数の各対象会社の普通株式を取得すること並びに本優先株式の全てが上記のとおり、りそなホールディングスにより取得され本株式交換により本持株会社の普通株式95,612,310株に交換されること、その他本経営統合に関連する一連の取引が予定されたとおりに実行されることを前提としています。なお、メリルリンチ日本証券がDDM法による算定の前提とした当行及び近畿大阪銀行の上記の各財務予測において、当行については平成33年3月期に当期純利益の大幅な増益が、近畿大阪銀行については平成30年3月期に当期純利益の大幅な減益がそれぞれ見込まれております。当行においては、主として本経営統合に伴い発生するコストが減少したことを、近畿大阪銀行においては、主として平成29年3月期に与信費用関連の戻入益や固定資産処分益等

の一時的な収益が計上されていたことを理由とするものです。一方、みなと銀行の上記の財務予測においては、大幅な増減益は見込まれておりません。なお、リソナホールディングスは、メリルリンチ日本証券から、平成29年9月26日付で、上記及び「臨時株主総会参考書類 普通株主による種類株主総会参考書類＜別冊＞（P.50～P.53）」の「メリルリンチ日本証券による本株式価値等算定書における分析及び意見書の前提条件・免責事項等について」の前提条件その他一定の条件の下に、本総対価は、リソナホールディングスにとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。但し、上記のとおり、リソナホールディングスは一連の本経営統合を全体として本総対価の観点から検討しているため、株式交換比率の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は受領しておりません。

上記各手法において分析された近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの100%株式価値、みなと銀行の本件シナジーを含む100%株式価値、当行の本件シナジーを含む100%株式価値及びその他の本件シナジー等の価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの100%株式価値

類似企業比較分析 414億円～935億円

DDM法 1,130億円～1,575億円

当行の本件シナジーを含む100%株式価値

（※各手法にシナジー効果の現在価値を含む）

類似企業比較分析 1,238億円～2,084億円

DDM法 1,131億円～1,681億円

みなと銀行の本件シナジーを含む100%株式価値

（※各手法にシナジー効果の現在価値を含む）

類似企業比較分析 706億円～1,026億円

DDM法 869億円～1,301億円

その他の本件シナジー等の価値：318億円～358億円

類似企業比較分析では、完全に類似していないものの、分析の目的のために近畿大阪銀行、当行及びみなと銀行と比較的類似する事業を手がける複数の上場企業の市場株価と収益等を示す財務指標との比較を通じて、近畿大阪銀行、当行及びみなと銀行の株式価値が分析されています。

DDM法では、りそなホールディングスが合理的と判断し、メリルリンチ日本証券に提供した近畿大阪銀行、当行及びみなと銀行の平成30年3月期以降の財務予測（当行及びみなと銀行については本経営統合の実行により得られると見込まれるシナジー効果を含みます。）並びにその他の本件シナジー効果等の予測に基づき、「臨時株主総会参考書類 普通株主による種類株主総会参考書類＜別冊＞（P.50～P.53）」の「メリルリンチ日本証券による本株式価値等算定書における分析及び意見書の前提条件・免責事項等について」に記載の前提条件その他一定の条件の下に、将来の事業活動の状況を評価に反映するため、一定の資本構成を維持するために必要な内部留保等を考慮した後の株主に帰属する又はりそなホールディングスにおいて本経営統合の実行により創出されると見込まれる平成31年3月期以降の将来キャッシュ・フローを、資本コストで現在価値に割り戻して株式価値等が分析されています。

りそなホールディングスは、みなと銀行株式公開買付け及び当行株式公開買付けにおける公開買付価格、株式交換比率、本優先株式譲渡の対価等の本経営統合に関する条件を本株式価値等算定書の内容・分析結果を参考にして全体として検討し、一連の本経営統合の戦略的意義、当行及びみなと銀行の市場株価推移等を総合的に勘案したうえで、みなと銀行、当行及び三井住友フィナンシャルグループと協議、交渉した結果、最終的に平成29年9月26日に開催されたりそなホールディングスの取締役会において、みなと銀行の普通株式1株に割り当てる本持株会社の普通株式数を2.37株、当行の普通株式1株に割り当てる本持株会社の普通株式数を1.60株とすることを決定しております。

(b) 算定機関との関係

メリルリンチ日本証券、EYTAS及びPwCは、りそなホールディングス、近畿大阪銀行、みなと銀行、当行、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(c) 本持株会社の上場申請等に関する取扱い

りそなホールディングスが新たに設立する本持株会社の普通株式について、東京証券取引所市場第一部に同取引所の定める有価証券上場規程第208条に従い上場（以下、「テクニカル上場」）の申請を行う予定です。上場日は、平成30年4月1日を予定しております。

また、当行及びみなと銀行は、本株式交換により本持株会社の完全子会社となりますので、本持株会社の上場に先立ち、平成30年3月28日にそれぞれ東京証券取引所を上場廃止となる予定です。なお、上場廃止の期日につきましては、東京証券取引所の規則により決定されます。

(2) 交換対価として本持株会社の普通株式を選択した理由

当行、みなと銀行及び本持株会社は、本株式交換の交換対価として、株式交換完全親会社となる本持株会社の普通株式を選択いたしました。本持株会社の普通株式は、本株式交換の効力発生予定日である平成30年4月1日に東京証券取引所市場第一部に上場（テクニカル上場）する予定であり、本株式交換の効力発生日以後は同市場において流動性・換価性が確保されること、並びに当行の株主及びみなと銀行の株主が本持株会社の普通株式を交換対価として受け取る場合には、本経営統合の効果によって得られる利益を享受することが可能であること等を考慮して、本持株会社の普通株式を本株式交換における交換対価とすることが適切であると判断しました。

(3) 当行の株主及びみなと銀行の株主の利益を害さないように留意した事項

ア 当行による措置

当行は、当行の親会社である三井住友銀行が、りそなホールディングスとの間で、その保有する全ての当行普通株式36,109,772株（所有割合（※）49.11%）を、当行株式公開買付けに応募する旨の合意をし、また、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行が本統合契約の当事者となっていることに鑑み、当行株式公開買付けのほか、本株式交換を含む本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

※所有割合とは、当行が平成29年7月28日に提出した第155期第1四半期報告書に記載された平成29年7月28日現在の当行普通株式の発行済株式総数（73,791,891株）に、当行が平成29年6月29日に提出した第154期有価証券報告書に記載された平成29年5月31日現在の新株予約権（459個）から平成29年6月29日に行使期間満了により消滅した新株予約権（96個）を控除した新株予約権（363個）の目的となる当行普通株式数（36,300株）を加算し、当行が平成29年7月28日に提出した「平成30年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された平成29年6月30日現在当行が所有する当行普通株式に係る自己株式数（300,241株）を控除した株式数（73,527,950株）に対する割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。なお、自己株式については、上記300,241株のほか、株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的には所有していない株式が100株あります。

(ア) 独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書等の取得

当行は、本株式交換の公正性を担保するために、上記3. (1) ③ (a) アに記載のとおり、第三者算定機関としてPwCを起用し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。当行は、第三者算定機関であるPwCの分析及び意見を参考として他の当事者と交渉・協議を行い、上記3. (1) ①「本持株会社と当行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」記載の合意した株式交換比率により本株式交換を行うことを平成29年9月26日開催された取締役会において決議いたしました。

また、当行はPwCから平成29年9月25日付にて、本株式交換における株式交換比率は、当行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。PwCのフェアネス・オピニオンに関する重要な前提条件等については「臨時株主総会参考書類 普通株主による種類株主総会参考書類＜別冊＞（P.54～P.55）」の「PwCによるフェアネス・オピニオンに関する前提条件等」をご参照ください。

(イ) 独立した法律事務所からの助言及び答申書の取得

当行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、他の当事者から独立したリーガル・アドバイザーである北浜法律事務所・外国法共同事業から、当行の意思決定の方法、過程及びその他本株式交換に係る手続に関する法的助言を受けております。

また、当行は、当行株式公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合について、りそなホールディングスとの利益相反を回避するとともに、意思決定の恣意性を排除し、当行の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保すること、並びに、当行の少数株主にとって不利益な条件の下で行われることを防止することを目的として、北浜法律事務所・外国法共同事業の児玉実史弁護士及び渡辺徹弁護士並びに弁護士法人北浜法律事務所東京事務所の谷口明史弁護士に対し、(i) 当行株式公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合の目的に合理性が認められるか否か（当行の企業価値を向上させるか否かを含む。）、(ii) 当行株式公開買付けにおける公開買付価格及び本株式交換における当行の普通株式に係る交換比率を含む本経営統合の条件は妥当であるといえるか否か、(iii) 当行株式公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合の手続は公正であるといえるか否か、及び(iv) 上記(i)ないし(iii)の観点から、当行株式公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合が当行の少数株主にとって不利益なものではないか（以下「本諮問事項」）について諮問いたしました。

当該弁護士らは、本諮問事項について検討するにあたり、当行の担当者より、本経営統合の目的、本経営統合に至る背景、本経営統合の条件及びその決定プロセス等についての資料の開示及び説明を受け、また、PwCより、公開買付価格及び交換比率に関するPwCから当行へのアドバイスの内容、PwCの株式価値算定書、株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオンの内容等について説明を受け、当行の担当者及びPwCと質疑応答を行っております。当該弁護士らは、上記の経緯の下、これらの各調査、質疑応答及び検討の結果を踏まえ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、平成29年9月26日付で、当行の取締役会に対し、次の内容の答申書（以下、「本答申書」）を提出しております。

- (i) 当行株式公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合は、当行の企業価値の向上に資するものであり、本経営統合の目的は合理的である。
- (ii) 当行株式公開買付けに係る公開買付価格及び交換比率を含む本経営統合の条件は、妥当であると思料される。
- (iii) 当行株式公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合の決定に至る手続は公正であり、当行の株主の利益に対する配慮がなされている。
- (iv) 上記 (i) ないし (iii) に係る判断を踏まえれば、当行株式公開買付け及び本株式交換を含む本経営統合が当行の少数株主にとって特段不利益なものであるとは認められないと思料する。

なお、本答申書の内容については、当行が平成29年9月26日付で公表した「株式会社りそなホールディングスによる当行普通株式に対する公開買付け（予定）に関する意見表明のお知らせ」をご参照ください。

(ウ) 当行における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の異議がない旨の意見

当行は、PwCから取得した株式価値算定書、株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオンの内容及び北浜法律事務所・外国法共同事業から受けた法的助言を踏まえ、本経営統合について、慎重に協議及び検討を行いました。その結果、当行は、本経営統合は当行の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、平成29年9月26日開催の取締役会において、本統合契約を締結することを決議しました。なお、上記取締役会決議は、当行取締役全員（10名）が全て利害関係を有しておらず、その取締役全員が参加し、取締役全員の一致により決議されております。また、当該取締役会には、当行の監査役全員（5名）が利害関係を有しておらず、監査役全員が参加し、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

(エ) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当行は、当行が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当行との間で接触等を行うことを制限する

ような内容の合意は一切行っておりません。このように、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本経営統合の公正性の担保に配慮しております。

イ みなと銀行による措置

みなと銀行の親会社である三井住友銀行が、りそなホールディングスとの間で、その保有する全てのみなと銀行普通株式18,483,435株（所有割合（※）44.84%）を、みなと銀行株式公開買付けに応募する旨の合意をし、また、三井住友フィナンシャルグループ及び三井住友銀行が本統合契約の当事者となっていることに鑑み、みなと銀行は、みなと銀行株式公開買付けのほか、本株式交換を含む本経営統合の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として、以下の措置を講じております。

※所有割合とは、みなと銀行第1四半期報告書に記載された平成29年8月4日現在のみなと銀行普通株式の発行済株式総数41,095,197株に、みなと銀行が平成29年6月29日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成29年5月31日現在の新株予約権（1,467個）及び平成29年7月21日付で発行した新株予約権（319個）の目的となる各みなと銀行普通株式数の合計（178,600株）を加算し、みなと銀行第1四半期決算短信に記載された平成29年6月30日現在みなと銀行が所有するみなと銀行普通株式に係る自己株式数（57,282株）を控除した株式数（41,216,515株）に対する割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。

（ア）独立した第三者算定機関からの株式交換比率算定書及び意見書の取得

みなと銀行は、みなと銀行株式交換に係る株式交換比率の公正性を担保するため、3.（1）③（a）イに記載のとおり、EYTASを独立した第三者算定機関として起用し、本株式交換に用いる株式交換比率の合意の基礎とすべく株式交換比率算定書を取得しております。みなと銀行は、EYTASの分析及び意見を参考として他の当事者と交渉・協議を行い、3.（1）②「本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」記載の合意した株式交換比率による本株式交換の実行を含め、本経営統合を行うことを平成29年9月26日開催された取締役会において決議いたしました。

また、みなと銀行はEYTASから平成29年9月26日付にて、同社の意見書に記載された要因及び前提条件のもと、みなと銀行株式交換に係る株式交換比率は、りそなホールディングス、三井住友フィナンシャルグループ、三井住友銀行、当行及び

近畿大阪銀行以外のみなと銀行の普通株主にとって財務的見地から妥当である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しております。EYTASの意見書の前提条件及び免責事項等については「臨時株主総会参考書類 普通株主による種類株主総会参考書類＜別冊＞（P.56～P.57）」の「EYTASによる意見書に関する前提条件等」をご参照ください。

（イ）独立した財務アドバイザーの起用

みなと銀行は、本経営統合の検討に関する助言その他本経営統合の実現に向けた支援を受けるため、株式交換比率算定を依頼した上記（ア）の独立した第三者算定機関であるEYTASを独立した財務アドバイザーとして起用するほか、野村證券株式会社（以下、「野村證券」）を独立した財務アドバイザーとして起用しております。なお、みなと銀行は、野村證券からは株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオンは取得しておりません。

（ウ）独立した法律事務所からの助言

みなと銀行は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、他の当事者から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所から、みなと銀行の意思決定の方法、過程及びその他本経営統合に係る手続に関する法的助言を受けております。

（エ）みなと銀行における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

みなと銀行取締役会は、EYTASより取得した株式交換比率算定書及びフェアネス・オピニオンの内容、並びに、TMI総合法律事務所からの法的助言等を踏まえ、本経営統合に関する諸条件について慎重に検討を行った結果、本経営統合はみなと銀行の中長期的な企業価値を向上させるものであると判断し、みなと銀行は、平成29年9月26日開催の取締役会において、本統合契約を締結することを決議しました。上記取締役会決議は、みなと銀行取締役全員（8名）が参加し、利害関係を有

しない取締役全員的一致により決議され、また、みなと銀行監査役全員（５名）が参加し、利害関係を有しない監査役全員（５名）が上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

（オ）他の買付者からの買付機会を確保するための措置

みなと銀行は、みなと銀行が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者がみなと銀行との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておりません。このように、対抗的な買付けの機会が確保されることにより、本経営統合の公正性の担保に配慮しております。

（４）本持株会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する本持株会社の資本金及び準備金の額は以下のとおりです。

増加する資本金の額 0円

増加する資本準備金の額 会社計算規則第39条第2項の規定に従い本持株会社が別途定める金額

増加する利益準備金の額 0円

上記の資本金及び準備金の額は、本持株会社の資本・財務政策その他の諸事情を総合的に考慮したうえで、法令の範囲内で決定したものであり、相当であると考えております。

4. 交換対価について参考となるべき事項

(1) 本持株会社の定款の定め

本持株会社の平成29年11月14日時点における定款の定めは以下の「株式会社関西みらいフィナンシャルグループ定款」に記載のとおりであります。

株式会社関西みらいフィナンシャルグループ定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社関西みらいフィナンシャルグループと称し、英文では Kansai Mirai Financial Group, Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。

1. 当社の属する銀行持株会社グループの経営管理およびこれに付帯または関連する一切の業務
2. 前号の業務のほか、銀行法により銀行持株会社が行うことのできる業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社が発行することのできる株式の総数は、251,238,488株とする。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当および募集新株予約権の割当を受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人が作成してその事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿の記載または記録、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株主権行使の手続き、株主名簿および新株予約権原簿の記載または記録、その他株式に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 定時株主総会は、毎事業年度最終日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時招集する。

(基準日)

第14条 当社は、毎事業年度最終日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項その他定款に別段の定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、基準日を定めることができる。

(招集権者および議長)

第15条 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき社長執行役員を兼任する取締役が株主総会を招集し、その議長となる。社長執行役員を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は、9名以内とする。

- ② 前項の取締役のうち2名以上は、社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ）とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- ③ 補欠または増員として選任された監査等委員である取締役以外の取締役の任期は、他の監査等委員である取締役以外の取締役の任期の満了する時までとする。
- ④ 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を若干名選定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第23条 取締役会は、すべての取締役で構成する。

- ② 取締役会は、当社の業務執行を決定し、取締役および執行役員の職務の執行を監督する。
- ③ 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において指名する取締役が招集し議長となる。
- ④ 前項の指名にかかる取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。
- ⑤ 監査等委員会の委員である取締役であって監査等委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会招集の通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(取締役会の運営)

第25条 取締役会の運営に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

- ② 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案をした場合において、議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議の目的である事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(業務の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下報酬等という）は、株主総会の決議によって定める。

- ② 前項の規定による取締役の報酬等の決定は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

(責任の免除)

第28条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

(執行役員)

第29条 当社は、取締役会の決議によって、執行役員を選任し、代表取締役は執行役員にその権限の一部を委譲し、業務を執行させる。

- ② 取締役会の決議によって、執行役員の中から、社長執行役員を選定する。社長執行役員は、取締役会の決議を執行し、当社の業務を統轄する。社長執行役員に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の執行役員がその職務を代行する。

第5章 監査等委員および監査等委員会

(監査等委員の員数)

第30条 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

- ② 前項の監査等委員である取締役のうち過半数は、社外取締役とする。

(常勤の監査等委員)

第31条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集権者および議長)

第32条 監査等委員会は、あらかじめ指名された監査等委員が招集し議長となる。

- ② 前項にかかわらず各監査等委員は必要に応じ招集することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(監査等委員会の運営)

第34条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当および自己の株式の取得等の決定機関)

第38条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剰余金の配当、自己の株式の取得その他会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日および毎年9月30日とする（本定款において、毎年9月30日を基準日として行う剰余金の配当を中間配当という）。

② 当会社は、前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第40条 剰余金の配当（中間配当を含む）にかかる配当金が支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

第8章 附則

(設立に際して出資される財産の価額ならびに成立後の資本金および資本準備金の額)

第41条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、500,001,985円とする。

② 当会社成立後の資本金の額は、250,000,993円とし、資本準備金の額は250,000,992円とする。

(最初の事業年度)

第42条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成30年3月31日までとする。

(設立時取締役等)

第43条 当会社の設立時取締役等は、次のとおりである。

設立時取締役 菅 哲哉

設立時取締役 原 俊樹

設立時監査等委員である設立時取締役 磯野 薫

設立時監査等委員である設立時取締役 江副 弘隆 (社外取締役)

設立時監査等委員である設立時取締役 村上 真輔 (社外取締役)

設立時代表取締役 菅 哲哉

設立時会計監査人 有限責任監査法人トーマツ

(発起人の名称ほか)

第44条 発起人の名称、住所および設立に際して割当てを受ける設立時発行株式数ならびに株式と引換えに払い込む金銭の額は、次のとおりである。

発起人 株式会社りそなホールディングス

住 所 東京都江東区木場一丁目5番65号

割当てを受ける設立時発行株式数 530,675株

払込金額 500,001,985円

(法令の準拠)

第45条 本定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社関西みらいフィナンシャルグループ設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成29年11月1日

発起人 株式会社りそなホールディングス

取締役兼代表執行役社長 東 和浩 印

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

本持株会社の普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であります。平成30年4月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であります。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

上記①のとおり、本持株会社の普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であります。平成30年4月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、当該上場後は、全国の各証券会社等にて取引の媒介、取次ぎ等が行われる予定であります。

③ 交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

本持株会社の定款上、同社の普通株式を譲渡により取得するには、同社の取締役会の承認を受けなければならないものとされておりますが、同社の普通株式は、平成30年4月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、これに先立ち、同社は、その定款を変更し、上記株式譲渡制限に関する規定を廃止する予定であります。よって、本株式交換の効力発生日後においては、交換対価につき、譲渡その他の処分に対する制限はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本持株会社の普通株式は、現在はいずれの取引所金融商品市場においても取引されていない非上場株式であり、該当する市場価格はありません。

なお、平成30年4月1日に東京証券取引所市場第一部へ新規上場（テクニカル上場）する予定であり、当該日以降は市場価格が付される予定であります。上記上場後は、東京証券取引所が以下のURLにおいて開示する株価情報やチャート表示等により、交換対価の市場価格及びその推移をご覧いただけることとなります。

<http://www.jpx.co.jp/>

(4) 本持株会社の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

本持株会社は平成29年11月14日に成立した会社であるため、最終事業年度に相当するものがないことから、該当事項はありません。なお、本持株会社の成立の日における貸借対照表は、「臨時株主総会参考書類 普通株主による種類株主総会参考書類＜別冊＞（P.58）」の「本持株会社の成立の日における貸借対照表」に記載のとおりであります。

5. 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項

みなと銀行の発行している各新株予約権がいずれも1株当たりの行使価額を1円とする株式報酬型ストック・オプションであることを踏まえ、本持株会社は、本株式交換に際して、新株予約権の目的である株式の数を本持株会社とみなと銀行との間の株式交換に係る普通株式の交換比率に応じて調整した本持株会社の新株予約権を、本株式交換が効力を生ずる直前時におけるみなと銀行の各新株予約権の新株予約権者に対し、その所有するみなと銀行の新株予約権1個につき本持株会社の新株予約権1個の割合をもって割当て交付する予定です。

6. 計算書類等に関する事項

(1) 本持株会社の成立の日における貸借対照表

本持株会社の成立の日における貸借対照表は、「臨時株主総会参考書類 普通株主による種類株主総会参考書類＜別冊＞（P.58）」の「本持株会社の成立の日における貸借対照表」に記載のとおりであります。

(2) 本持株会社の成立の日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 近畿大阪銀行の株式の譲受け及びかかる譲受けのための資金調達

本持株会社は、りそなホールディングスから、りそなホールディングスの保有する近畿大阪銀行の株式の全部（1,827,196,574株）を86,079,226,690円（1株あたり47.11円）で譲り受けること、並びに、かかる譲受けのための資金調達として、りそなホールディングスから以下の条件で出資を受けること、及び、株式会社りそな銀行から以下の条件で貸付けを受けることについて、それぞれ関係当事者との間で合意しております。

資本による調達金額

(a) 募集株式数 62,278,950株

(b) 払込金額 1株につき942.2円

※本クロージング日以降の本持株会社の株価水準及び証券取引所から要請される投資単位の水準を考慮し、近畿大阪銀行の1株あたり価格の20倍相当としております。

(c) 払込金額の総額 58,679,226,690円

(d) 増加する資本金及び資本準備金

資本金：29,339,613,345円（1株につき471.1円）

資本準備金：29,339,613,345円（1株につき471.1円）

※本持株会社は、資本準備金の額の減少を実施し、減少後の資本準備金の額を0円とする予定です。

負債による調達金額及び条件

(a) 貸 付 人 株式会社りそな銀行

(b) 調 達 金 額 27,400,000,000円

(c) その他の条件 同種の独立した第三者間の取引と同等の条件とする。

②本持株会社を株式交換完全親会社、みなと銀行を株式交換完全子会社とする株式交換に係る本株式交換契約の締結

本持株会社は、当行、みなと銀行及び本持株会社との間で、本持株会社を完全親会社、みなと銀行を完全子会社とする株式交換に係る本株式交換契約を平成29年11月14日に締結いたしました。かかる株式交換の内容は、上記3.(1)②に記載のとおりであります。

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

「第1号議案 当行と株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式交換契約承認の件」が承認され、本株式交換の効力が発生しますと、当行は本持株会社の完全子会社となり、定時株主総会及び種類株主総会の基準日制度の必要性が失われることになります。

これに伴いまして、定時株主総会及び種類株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第14条及び第20条②を削除するとともに、必要な条項数の繰り上げを行うものであります。

なお、本定款変更は「第1号議案 当行と株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式交換契約承認の件」が承認されること、普通株主による種類株主総会及び本優先株主による種類株主総会における本株式交換契約の承認が得られること、並びに本株式交換契約の効力が失われていないことを条件として、平成30年3月30日に効力を生じるものいたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
第14条 (基準日) <u>当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u>	(削 除)
第15条 } (条文省略) 第19条	第14条 } (現行どおり) 第18条
第20条 (種類株主総会) 第16条、第17条および第19条の規定は、種類株主総会においてこれを準用する。 <u>②第14条の規定は、定時株主総会において決議する事項が、当該決議のほか、種類株主総会の決議を必要とする場合における当該種類株主総会にこれを準用する。</u> <u>③第18条の規定は、会社法第324条に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。</u>	第19条 (種類株主総会) 第15条、第16条および第18条の規定は、種類株主総会においてこれを準用する。 (削 除) ②第17条の規定は、会社法第324条に定める種類株主総会の決議にこれを準用する。
第21条 } (条文省略) 第38条	第20条 } (現行どおり) 第37条

(ご参考)

平成30年3月期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の剰余金の配当（期末配当）については、当行現行定款第36条及び第37条第1項（本定款変更後の第35条及び第36条第1項）に従い、平成30年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者の皆さまに対し、当行より支払う予定であります。

以 上

普通株主による種類株主総会参考書類

議案 当行と株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式交換契約承認の件

臨時株主総会参考書類5頁から40頁に記載の「第1号議案 当行と株式会社関西みらいフィナンシャルグループとの株式交換契約承認の件」の内容と同一であります（ただし、同6頁1行目からの「①平成29年12月26日開催予定の当行の普通株式の株主（以下、「普通株主」）による種類株主総会」の記載を「①平成29年12月26日開催予定の当行の臨時株主総会」に読み替えるものといたします。）。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内略図

会場

大阪市中央区西心斎橋 1 丁目 2 番 4 号 当行本店16階大ホール
電話 (06) 6281-7000 (大代表)



最寄りの駅 地下鉄 御堂筋線 心斎橋駅 8番出口

(お願い) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。